



平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20年6月に改正法によって要件を緩和）。

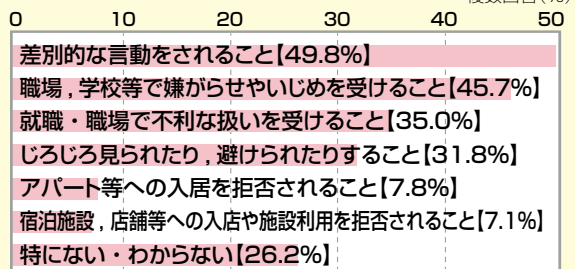
法務省の人権擁護機関では、性自認を理由とする偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。



啓発ビデオ
「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



16

人身取引(トラフィッキング)

人身取引(トラフィッキング)は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。

我が国では、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、平成17年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

さらに、人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、政府一体となった人身取引対策を引き続き推進していくため、犯罪対策閣僚会議において、平成21年12月、「人身取引対策行動計画2009」が策定され、平成26年12月には新たに「人身取引対策行動計画2014」が策定されたほか、内閣官房長官を議長とする「人身取引対策推進会議」の第1回会議が平成27年5月に開催され、以降毎年開催されています。

この問題に関係省庁が協力して取り組んでおり、法務省の人権擁護機関としても、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター「人身取引対策」

